



平成 23 年 11 月 1 日

各 位

会 社 名 1 s t ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内 野 弘 幸
(J A S D A Q ・ コード 3644)

問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 中 嶋 智
電 話 03-5962-7400

中間配当の税務上の取扱いに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 6 日付の当社取締役会決議に基づき、平成 23 年 11 月 7 日より中間配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」であり、「資本の払戻し」に該当することから、税務上の取扱いにつきましては別紙のとおりとなりますので、ご留意願います。

なお、別紙の書類につきましては、平成 23 年 11 月 4 日に 8 月末時点の株主の皆様へ送付予定であります。

また、平成 23 年 10 月 6 日付で開示しております配当金に係る「純資産減少割合」の数値が比較的高くなっており、8 月末時点で当社の株式を所有し、今回の中間配当金を受領する株主の皆様におかれましては、ほぼ全ての場合、取得価額の約 7 割（正確な数値につきましては、別紙をご参照のうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます）のみなし譲渡損失が発生するとともに、取得価額が低く調整されます。

株主の皆様個々のご事情によって、対応が異なりますので、具体的な税務上の手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

・ 個人株主の皆様へ

今回の税務上の取扱いに関し、Q & A 形式で取りまとめましたので、ご参照願います。

Q. 何故、資本剰余金を原資とする配当を行ったのでしょうか？

A. 過去の利益（利益剰余金）から配当を行うのが一般的ですが、5 月末に自己株式の取得を行ったことにより配当を実施するための会社法上の配当を実施するための分配可能額が減少していたこと、および期中の利益については臨時決算を行わない限り分配可能額に反映できないことから、今回の中間配当に関しましては、資本準備金から振り替えたその他資本剰余金を財源として実施することといたしました。

Q. 通常の配当所得と税務上どう違うのでしょうか？

A. 税務上の取扱いとして、保有株式のうち、純資産減少割合に相当する部分につき、中間配当金として交付を受ける金額（今回の配当におきましては、みなし配当はありません）で売却したとみなされ、株式の譲渡損益として扱われます。したがって、今回の配当では配当所得としての所得税等の源泉徴収はありません。また、配当所得として申告することはできませんので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

Q. 今回の配当によるみなし譲渡損益は特定口座の計算対象となりますか？

A. 原則として特定口座の計算対象ではないため、金融機関の作成する「年間取引報告書」には含まれません。ただし、計算対象とする証券会社もありますので、大変お手数ではございますが、株主の皆様にてご確認くださいようお願い申し上げます。

Q. 確定申告は必要ですか？

A. 今回の配当によるみなし譲渡損益が特定口座の計算対象とならない場合、または源泉徴収の無い特定口座や一般口座でお取引いただいている場合につきましては、原則として確定申告が必要になります。申告不要制度の適用可否を含め、株主の皆様個々のご事情により対応が異なりますので、具体的な税務上の手続等につきましては、大変お手数ではございますが、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

Q. 取得価額の調整はどうしたら良いですか？

A. 特定口座をご利用の場合、証券会社によって対応が異なるため、大変お手数ではございますが、お取引の証券会社にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。特定口座をご利用でない場合には、別紙の計算式にしたがい取得価額を調整していただく必要があります。

Q. みなし譲渡損益や取得価額の計算をお願いしたいのですが？

A. 正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主の皆様個々のご事情によって計算が異なる場合があります。大変お手数ではございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

なお、資本の払戻しの基準日である平成 23 年 8 月末から配当の効力発生日である平成 23 年 11 月 7 日までの間に当社株式の売買を行った場合には、以下のホームページの下部（参考）の部分も併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

国税庁ホームページ「個人株主に対して資本の払戻し（資本剰余金の額の減少）があった場合における株式等に係る譲渡所得等の金額、取得価額の調整等について（情報）」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/joto-sanrin/070131/01.htm>

Q. 5月に受け取った前期の期末配当についての取扱いは？

A. 第 41 期の期末配当につきましては、すべて利益剰余金を原資とする配当ですので、通常の配当所得としてのお取扱いになります。

以 上

(別紙)

平成23年11月4日

株主の皆様へ

1 s t ホールディングス株式会社

第42期 中間配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月6日付の当社取締役会決議により、平成23年11月7日より中間配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」でありますので「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」に当たりませんので、その取扱い等について、ご説明をさせていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算につきましては、株主の皆様個々のご事情によって異なりますので、次頁の「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認下さい。また、今回の配当金は配当所得ではないため、配当控除の対象とはなりませんので、確定申告の際はご注意ください。

敬 具

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によってご対応が異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認下さいますようお願い申し上げます。

また、このお知らせには、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の調整式を記載しておりますので、保管下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ (<http://www.1st-hd.com/>) 上にも掲載いたします。

(別紙)

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について (所得税法第24条、同法第25条等)

- ・ 今回の当社配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。(「みなし配当」にも該当いたしません。)
- ・ 配当所得ではありませんので、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもならないため、確定申告の際にはご注意ください。
- ・ 今回の当社配当金は、資本の払戻しに該当いたしますが、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について (租税特別措置法第37条の10)

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生する場合があります。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等(「みなし譲渡損益」)に該当いたします。(純資産減少割合は(4)(5)をご参照下さい。)

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額
---------------	---	-----------------------

②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
-------	---	-------------	---	---------

みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額
---------------	---	---------------	---	-------

[例] 当社の株式を1株当たり500円で100株購入していた場合

①収入金額とみなされる金額 = 11.58円 (1株当たり配当額) × 100株 = 1,158円
(円未満切り捨て)

②取得価額 = (500円 × 100株) × 0.736 = 36,800円
(円未満切り上げ)

「みなし譲渡損益」 = ①1,158円 - ②36,800円 = △35,642円 (この場合はみなし譲渡損)

※「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象ではありませんので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

- ①特定口座の源泉徴収口座の方は、お取引の口座管理機関(証券会社等)にお問い合わせ下さい。
- ②上記①以外の特定口座の方及び一般口座の方は、「みなし譲渡損益」が発生した場合、原則として確定申告が必要となります。所得状況等により申告不要とされる場合もございますが、株主の皆様個々のご事情により異なってまいりますので、最寄りの税務署、税理士等にご相談下さい。

(別紙)

(3) 取得価額のお取扱いについて (所得税法施行令第114条第1項)

- ・税法の規定により、株主の皆様のご取得価額が調整されます。
- ・取得価額の調整式は以下の通りです。(純資産減少割合は(4)(5)をご参照下さい。)

1株当たりの新しい取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額	-	1株当たりの従前の取得価額 × 純資産減少割合
---------------	---	---------------	---	----------------------------

[例] 当社の株式を1株当たり500円で100株購入していた場合

$$\text{「新しい取得価額」} = (500\text{円} \times 100\text{株}) - (500\text{円} \times 100\text{株} \times 0.736) = 13,200\text{円}$$

(円未満切り上げ)

※「特定口座」をご利用の株主の皆様の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行う場合もございますので、お取引証券会社にご確認下さい。

※「特定口座」をご利用でない場合には、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.736 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成23年11月7日
みなし配当額に相当する金額の1株当たり金額	該当しません

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.736 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	384,087,432円

(別紙)

2. 本件に関するご照会先

(1) 「本ご説明」についての一般的なご照会

中央三井信託銀行株式会社

証券代行部：0120-78-2031

受付時間：午前9:00～午後5:00

(土日祝日等銀行休業日を除く)

(2) 株主の皆様のご取得価額の調整に関する具体的なご照会

お取引の口座管理機関(証券会社等)または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談下さい。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談下さい。

以上